

○自殺統計業務実施要領の制定について(通達)

(平成 22 年 8 月 6 日岡生企第 973 号／岡情管第 365 号／
岡捜一第 318 号警察本部長例規)

(概要)

自殺統計業務の実施に関し必要な事項を定めたもの